

高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業（うち、保育施設等におけるＩＣＴ導入状況等に関する調査研究事業を除く））（令和6年度補正予算分）の実施について」（令和7年2月13日付けこ成保第128号こども家庭庁成育局長通知）の別紙に定める「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業（うち、保育施設等におけるＩＣＴ導入状況等に関する調査研究事業を除く））（令和6年度補正予算分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、もって保育士等が働きやすい環境を整備することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所等 市内に所在し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の認可を受け、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所のうち、高松市以外のものが設置したものという。
- (2) 保育士等 法第18条の18第1項の登録を受けた者及び保育業務に従事する者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、私立保育所等を設置・運営するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、高松市私立保育施設業務効率化推進事業補助金交付要綱（平成28年7月19日施行）の規定により補助金の交付を受けたことがある施設（施設類型が変更となった施設も含む。）は補助対象者と

しない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育所等における業務のＩＣＴ化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するためのシステム等を導入する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、システムの導入費用、工事費、消耗品費、役務費、備品購入費等であって、補助対象経費として市長が適当であると認めるものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 他の補助制度の対象となっている経費
- (2) 翌年度以降のシステムの運用に係る経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費の実支出額から寄附金その他収入金を控除した額と、別表の補助基準額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額は1,000円未満を切り捨てるものとする。

(補助対象事業の要件)

第7条 補助金の交付に係る要件は次に掲げるものとする。

- (1) 令和8年2月27日までに第4条に規定するシステム等の導入を完了し、かつ支払を完了する事業を対象として交付するものとする。
- (2) システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、保育士等や保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握できる仕組みとなっているなど、保育の質の向上にも配慮されているものとする。
- (3) 次のアからエまでに掲げる機能のうち一以上の機能を有するシステムを導入するために要する初期費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備に要する費用等を含む。）の一部を一の施設につき1回に限り補助するものとする。

ただし、過去に第3条第2項に規定する補助金若しくは本市又は他の事業により交付を受けてからウまでのうち一以上の機能を有するシステムを導入した場合であっても、新たにエの機能を有するシステムを導入する場合には、当該システムを導入するために要する費用に限り補助するものであって、補助対象経費として市長が適当であると認めるものとする。

なお、システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士等の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

- ア 保育に係る計画・記録に関する機能
- イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ウ 保護者との連絡に関する機能
- エ キャッシュレス決済に関する機能

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金に係るシステム等導入実施計画書（様式第3号）
- (3) 補助申請額算定調書（様式第4号）
- (4) 見積書の写し
- (5) システム等に登載されている機能について、詳細を確認できる資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

(決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、その決定の内容及びこれに付する条件を申請者に通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第11条 補助対象者は、補助対象事業に着手したときは高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業着手届（様式第6号）を、補助対象事業が完了したときは高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業完了届（様式第7号）を直ちに市長に提出しなければならない。

（変更交付申請等）

第12条 補助対象者は、補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするとき、及び補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに次に定める手続をしなければならない。

（1） 第8条に規定する申請書又は添付書類の内容又は記載した事項を変更しようとするときは、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金変更交付申請書（様式第8号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けること（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。

（2） 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けること。

（3） 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、その旨を市長に報告し、その指示を受けること。

2 市長は、前項第1号及び第2号の申請があったときは、第9条の規定に準じて決定を行い、その旨を高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金変更交付決定通知書（様式第10号）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 申請者は、補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して20日を経過する日又は令和8年3月6日のいずれか早い日までに、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業実績報告書（様式第11号）（以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第12号）
- (2) 実施要綱別紙に定めるシステム導入による効果等の報告書
- (3) 領収書の写し
- (4) 導入したシステム等の仕様が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付指令等）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めるときは、補助金交付指令書（様式第13号）により補助対象者に通知するものとする。

2 補助対象者は、前項の通知を受けたときは、速やかに所定の請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う報告）

第15条 補助対象者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を確定させ、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第14号）により速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の一部、一社、一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額の補助金の全部又は一部の返還を命ずる

ものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に定める場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第17条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助対象事業廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならぬ。

(財産処分の制限)

第18条 補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他財産（以下「取得財産等」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭長官が別定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助対象者が取得財産等を処分した場合において、補助対象者に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象事業の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助対象事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

補助基準額		
ア 保育に関する計画・記録に関する機能		
イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能		
ウ 保護者との連絡に関する機能		
エ キャッシュレス決済に関する機能		
(1) システムのみ導入する場合		
1つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	200,000円
2つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	400,000円
3つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	600,000円
4つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	800,000円
(2) システム導入と併せて端末購入を行う場合		
1つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	700,000円
2つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	900,000円
3つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	1,100,000円
4つの機能を有するシステムを導入する場合	1施設当たり	1,300,000円

様式第1号（第8条関係）

年　月　日

(宛先) 高松市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

(個人にあっては、住所及び氏名)

高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金

交付申請書

年度において次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	円		
2 事業名			
3 事業の目的			
4 事業の内容			
5 着手・完了 予定年月日	着手予定年月日	年	月
	完了予定年月日	年	月
6 事業の効果 (予定)			
7 添付書類	(1) 収支予算書（様式第2号） (2) システム等導入実施計画書（様式第3号） (3) 補助申請額算定調書（様式第4号） (4) 見積書の写し (5) システム等に登載されている機能について、詳細を確認できる資料 (6) その他市長が必要と認める書類		
8 その他の			

様式第2号（第8条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区分	予算額	摘要
	円	
計		

2 支出の部

区分	予算額	摘要
	円	
計		

様式第3号（第8条関係）

年　月　日

（宛先）高松市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金に係るシステム等導入実施計画書

高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり実施計画書を（提出・再提出）します。

施設名	
事業内容	私立保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業 <input type="checkbox"/> 保育に係る計画・記録に関する機能 <input type="checkbox"/> 園児の登園及び降園の管理に関する機能 <input type="checkbox"/> 保護者との連絡に関する機能 <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済に関する機能 ※該当する機能に☑を入れてください。 ※園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入した施設は、裏面の安全計画の欄も記入してください。
導入又は設置に要する費用	円 (※うち補助対象経費　円)

(裏)

運用計画	
導入システム	○社名・システム名等記載してください。
支援体制	○販売事業者等から受ける支援について記載ください。
主な仕様	○第4条に留意した上、搭載・運用される主な機能について記載してください。
導入計画	○システム等の導入から支払、事務の移行、研修、本格運用に至るまでの時期と計画等について記載してください。 (導入及び支払い完了の時期は必ず記載してください。)
期待される効果	○第7条第2号に留意した上、現状の運用と比較して、システム等導入によりどのような業務効率化が期待されるか記載してください。
安全計画	○施設において策定することが義務付けられている安全計画に、適切な登降園管理が行われるよう「園児の登園及び降園の管理に関する機能」を活用した安全管理の取組について明記していますか。
	<input type="checkbox"/> はい (令和 年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 明記予定日 (令和 年 月 日 予定)
	※該当する箇所に☑を入れ日付けを記載してください。

様式第4号(第8条関係)

補助申請額算定調書

保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入

施設名 ①	区分 ②	導入機能数 ③	端末購入等 ④	総事業費 ⑤	寄付金その他の 収入予定額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥) ⑧	対象経費の 実支出予定額 ⑨	補助基準額 ⑩	選定額 ⑪	(⑩×3/4) ⑫	補助申請額 ⑬
か所 ⑯	(選択) ⑰	(選択) ⑱	(選択) ⑲	円 ⑳	円 ㉑	円 ㉒	円 ㉓	円 ㉔	円 ㉕	円 ㉖	円 ㉗
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0
		-			0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ②～④欄は、プルダウンから選択して入力すること。
2. ③欄は、導入機能数を入力すること。
3. ⑧欄は、⑤欄と同額を記入すること。
4. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
5. ⑪欄は、⑩欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. ⑫欄は、⑪欄(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

様式第5号（第10条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金交付決定通知書
年　月　日付けで申請のあった高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 事 業 名	
3 補助金の 交付予定額	円
4 付 付 条 件	<p>(1) この補助金は、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 補助対象事業に着手したときは高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業着手届（様式第6号）を、当該補助対象事業が完了したときは高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業完了届（様式第7号）を直ちに市長に提出しなければなりません。</p> <p>(3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。</p> <p>ア　補助対象事業の内容を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。</p> <p>イ　補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>ウ　補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。</p> <p>(4) 補助対象事業が完了したときは、速やかに高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業実績報告書（様式第11号）を提出しなければなりません。</p> <p>(5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。</p> <p>(6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(7) 高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。</p>

様式第6号（第11条関係）

年　月　日

(宛先) 高松市長

届出者 所 在 地

名 称

代表者氏名

(個人にあっては、住所及び氏名)

高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業着手届

年　月　日付け高 第 号により補助金の交付の決定の
通知のあった補助対象事業に、次のとおり着手したので、高松市私立保育所等
(地域型保育事業)におけるＩＣＴ化推進等事業補助金交付要綱第11条の規定
により届けます。

1 事 業 名	
2 補助対象事業 の 期 間	年　月　日から 年　月　日まで
3 着 手 年 月 日	年　月　日
4 完了予定年月日	年　月　日

様式第7号（第11条関係）

年　月　日

(宛先) 高松市長

届出者 所 在 地

名 称

代表者氏名

(個人にあっては、住所及び氏名)

高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業完了届

年　月　日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知のあった補助対象事業が、次のとおり完了したので、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金交付要綱第11条の規定により届けます。

1 事 業 名	
2 補助対象事業 の 期 間	年　月　日から 年　月　日まで
3 着 手 年 月 日	年　月　日
4 完 了 年 月 日	年　月　日

様式第8号（第12条関係）

年　月　日		
(宛先) 高松市長		
申請者 所 在 地		
名 称		
代表者氏名		
(個人にあっては、住所及び氏名)		
高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金		
変更交付申請書		
年　月　日付け高　　第　　号により補助金の交付の決定の通		
知のあった補助対象事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市		
私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金交付要綱第1		
2条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。		
1 事 業 名		
2 変更する事項		
3 変更の内容	変 更 前	変 更 後
4 変更の理由		
5 変更後の 交付申請額	円	
6 変更後の着手・ 完了予定年月日	着手年月日	年　月　日
	完了予定年月日	年　月　日
7 添付書類	(1) 変更後の収支予算書（様式第2号） (2) 変更後のシステム等導入実施計画書（様式第3号） (3) 変更の内容を確認することのできる書類 (4) その他市長が必要と認める書類	
8 そ の 他		

様式第9号（第12条関係）

年　月　日

(宛先) 高松市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

(個人にあっては、住所及び氏名)

高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進

等事業中止（廃止）承認申請書

年　月　日付け高　第　号により補助金の交付の決定の通知のあった補助対象事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金交付要綱第12条第1項第2号の規定により申請します。

1 事 業 名	
2 中止（廃止） の 理 由	
3 中止（廃止） 予 定 年 月 日	年　月　日
4 再開予定年月 日	年　月　日
5 そ の 他	

様式第10号（第12条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業の変更については、次のとおり決定したので、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

1 変更の内容

2

交付年度

年度

3

補助金の名称

補助金

4

変更後の補助金の交付予定額

円

5 交付条件

(1) この補助金は、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。

(2) 補助対象事業に着手したときは高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業着手届（様式第6号）を、当該補助対象事業が完了したときは高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業完了届（様式第7号）を直ちに市長に提出しなければなりません。

(3) 次のアからウまでに掲げるいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。

ア 補助対象事業の内容を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。

イ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

ウ 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。

(4) 補助対象事業が完了したときは、速やかに高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業実績報告書（様式第11号）を提出しなければなりません。

(5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。

(6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

(7) 高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第11号（第13条関係）

年　月　日

(宛先) 高松市長

報告者 所 在 地

名 称

代表者氏名

(個人にあっては、住所及び氏名)

高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業実績報告書

年　月　日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知のあ
った補助対象事業について、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推
進等事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告
をします。

1 補 助 金 の 額		円
2 事 業 名		
3 着 手 ・ 完 了	着手年月日	年　月　日
年　月　日	完了年月日	年　月　日
4 事 業 の 効 果		
5 添 付 書 類	(1) 収支決算書（様式第12号） (2) システム導入による効果等の報告書（実施要綱別紙） (3) 領収書の写し (4) 導入したシステム等の仕様が確認できる書類 (5) その他市長が必要と認める書類	
6 そ の 他		

様式第12号（第13条関係）

収支決算書

1 収入の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
	円	円	円	
計				

様式第13号（第14条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業について、次のとおり条件を付けて補助金として円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるＩＣＴ化推進等事業交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第14号（第15条関係）

年　月　日

（宛先）高松市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け高松市指令こ保第 号により高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金の交付指令のあった高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業について、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を確定させたので、高松市私立保育所等（地域型保育事業）におけるICT化推進等事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 確定した補助金の額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額
(補助金返還相当額)

金 円

3 添付書類

- (1) 消費税及び地方消費税仕入控除税額確認書
- (2) 確定申告書の写し
- (3) 課税売上割合を把握することのできる書類
- (4) 特定収入の割合を確認することのできる書類